

第 4 県税の収入及び県民の税負担の 状況等

~~~~~

県の行政経費については、県税等を通じて、県民の皆様に負担していただいています。

ここでは、一般会計歳入のうち、県民の皆様に納めていただいている県税について、収入の状況、県民1人当たりの税負担額、県民所得に対する割合等を説明いたします。

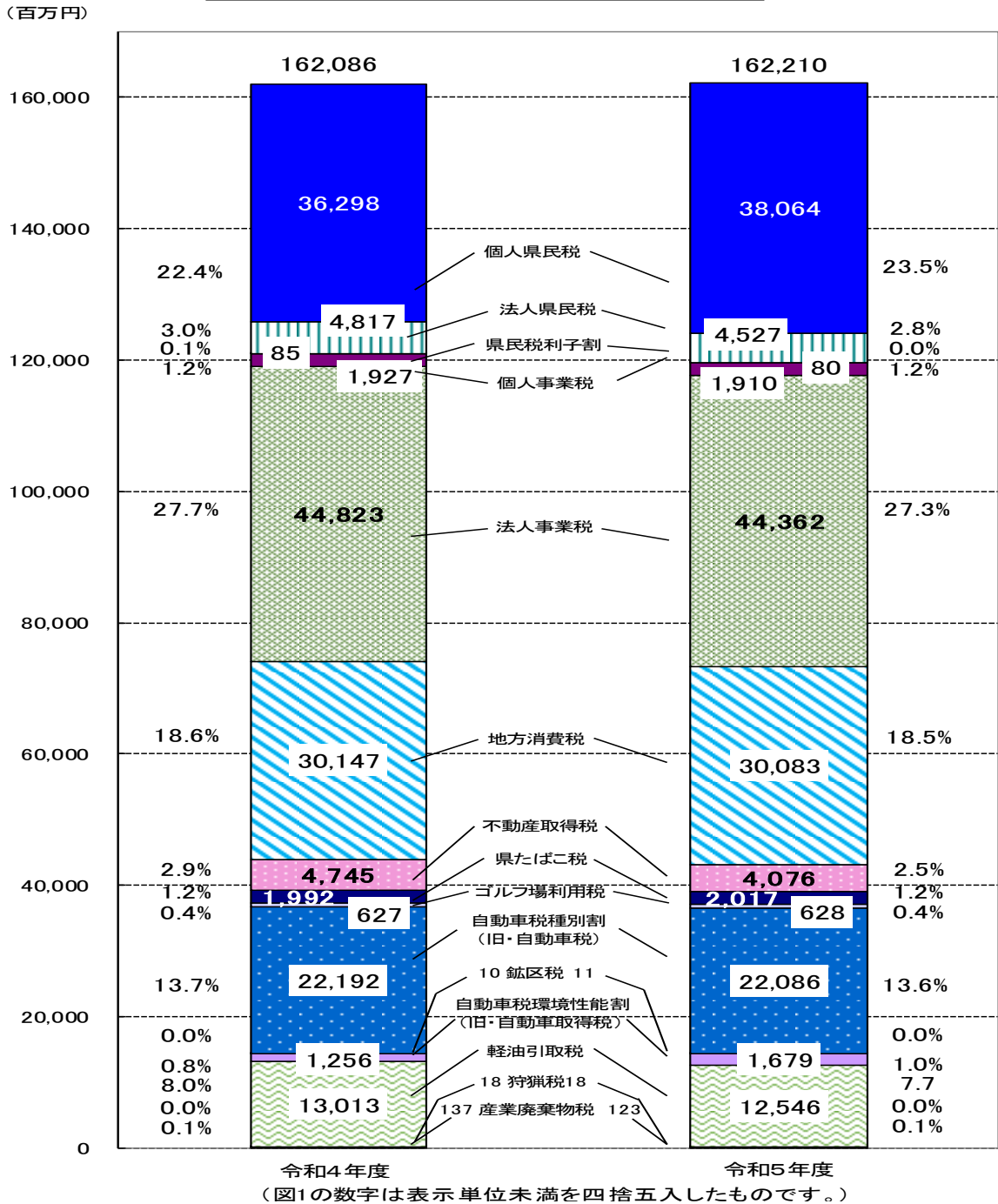


## 第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等

### 1 県税の収入状況

令和6年（2024年）3月31日現在の県税収入は、図1のとおりです。  
総額は、1,622億10百万円で、所得金額の増加による個人県民税の増等により、前年度に比べて1億24百万円（0.1%）の増収となっています。  
税目別では、個人県民税 17億66百万（4.9%）の増、自動車税（取得時課税）4億23百万円（33.7%）の増となっています。  
なお、詳細については、付表6（42ページ）のとおりです。

図1 県税の収入状況



\* 図1の数字は、表示単位未満を四捨五入したものです。

※「水とみどりの森づくり税」は、個人県民税及び法人県民税に超過課税されており、令和4年度（2022年度）決算における収入は531百万円でした。

## 2 県民の税負担の状況

県民の税負担状況は、表1及び図2のとおりです。

令和4年度(2022年度)の本県の県民1人当たりの県民所得(およそ2,854千円)に対する税負担率は18.1%であり、その内訳は国税9.6%、地方税8.5%(県税3.5%、市町村税5.0%)です。これを県民1人当たりの税負担額にしてみますと、517,166円となり、前年度に比べて30,042円(6.2%)の増となっています。

### 【参考】令和4年度(2022年度)の全国平均

令和4年度(2022年度)の国民1人当たりの国民所得(およそ3,340千円)に対する税負担率は29.4%であり、その内訳は国税18.7%、地方税10.8%(都道府県税5.1%、市町村税5.7%)です。国民1人当たりの税負担額983,393円です。

(注)1 全国の国民所得及び税負担率は、令和6年版地方財政白書によります。

2 全国の人口は、令和5年(2023年)1月1日現在の住民基本台帳によります。

表1

(単位:百万円、( )は千円)

| 年度 | 県民所得<br>A | 税 負 担 額 |         |           |         |         | 税 負 担 率(%) |           |             |          |           |
|----|-----------|---------|---------|-----------|---------|---------|------------|-----------|-------------|----------|-----------|
|    |           | 国税<br>B | 地 方 税   |           |         | 合計<br>F | 国税<br>B/A  | 地 方 税     |             |          | 合計<br>F/A |
|    |           |         | 県税<br>C | 市町村税<br>D | 計<br>E  |         |            | 県税<br>C/A | 市町村税<br>D/A | 計<br>E/A |           |
|    |           |         |         |           |         |         |            |           |             |          |           |
| 25 | (2,358)   | (149)   | (76)    | (112)     | (189)   | (338)   |            |           |             |          |           |
|    | 4,247,208 | 269,135 | 137,742 | 202,025   | 339,767 | 608,902 | 6.3%       | 3.2%      | 4.8%        | 8.0%     | 14.3%     |
| 26 | (2,346)   | (172)   | (80)    | (115)     | (194)   | (366)   |            |           |             |          |           |
|    | 4,210,135 | 308,807 | 142,818 | 206,060   | 348,878 | 657,685 | 7.3%       | 3.4%      | 4.9%        | 8.3%     | 15.6%     |
| 27 | (2,433)   | (190)   | (89)    | (116)     | (205)   | (395)   |            |           |             |          |           |
|    | 4,345,892 | 338,962 | 158,958 | 206,750   | 365,708 | 704,670 | 7.8%       | 3.7%      | 4.8%        | 8.4%     | 16.2%     |
| 28 | (2,533)   | (194)   | (86)    | (116)     | (202)   | (396)   |            |           |             |          |           |
|    | 4,494,405 | 344,118 | 151,785 | 206,319   | 358,104 | 702,222 | 7.7%       | 3.4%      | 4.6%        | 8.0%     | 15.6%     |
| 29 | (2,647)   | (211)   | (96)    | (120)     | (216)   | (427)   |            |           |             |          |           |
|    | 4,672,537 | 372,550 | 169,378 | 211,351   | 380,729 | 753,279 | 8.0%       | 3.6%      | 4.5%        | 8.1%     | 16.1%     |
| 30 | (2,651)   | (226)   | (92)    | (130)     | (221)   | (447)   |            |           |             |          |           |
|    | 4,655,799 | 396,439 | 160,869 | 227,897   | 388,766 | 785,205 | 8.5%       | 3.5%      | 4.9%        | 8.4%     | 16.9%     |
| R1 | (2,671)   | (218)   | (90)    | (134)     | (225)   | (443)   |            |           |             |          |           |
|    | 4,665,712 | 381,502 | 158,020 | 234,866   | 392,886 | 774,388 | 8.2%       | 3.4%      | 5.0%        | 8.4%     | 16.6%     |
| R2 | (2,485)   | (228)   | (89)    | (134)     | (223)   | (451)   |            |           |             |          |           |
|    | 4,318,939 | 396,170 | 154,442 | 232,695   | 387,137 | 783,307 | 9.2%       | 3.6%      | 5.4%        | 9.0%     | 18.1%     |
| R3 | (2,746)   | (253)   | (97)    | (137)     | (234)   | (487)   |            |           |             |          |           |
|    | 4,745,347 | 437,624 | 167,623 | 236,456   | 404,079 | 841,703 | 9.2%       | 3.5%      | 5.0%        | 8.5%     | 17.7%     |
| R4 | (2,854)   | (275)   | (98)    | (144)     | (242)   | (517)   |            |           |             |          |           |
|    | 4,901,943 | 472,245 | 169,170 | 246,956   | 416,126 | 888,371 | 9.6%       | 3.5%      | 5.0%        | 8.5%     | 18.1%     |

注)1 ( )は、県民1人当たりの県民所得額・税負担額です。

なお、県民人口は、「熊本県統計年鑑(世帯数及び人口の推移)」によります。

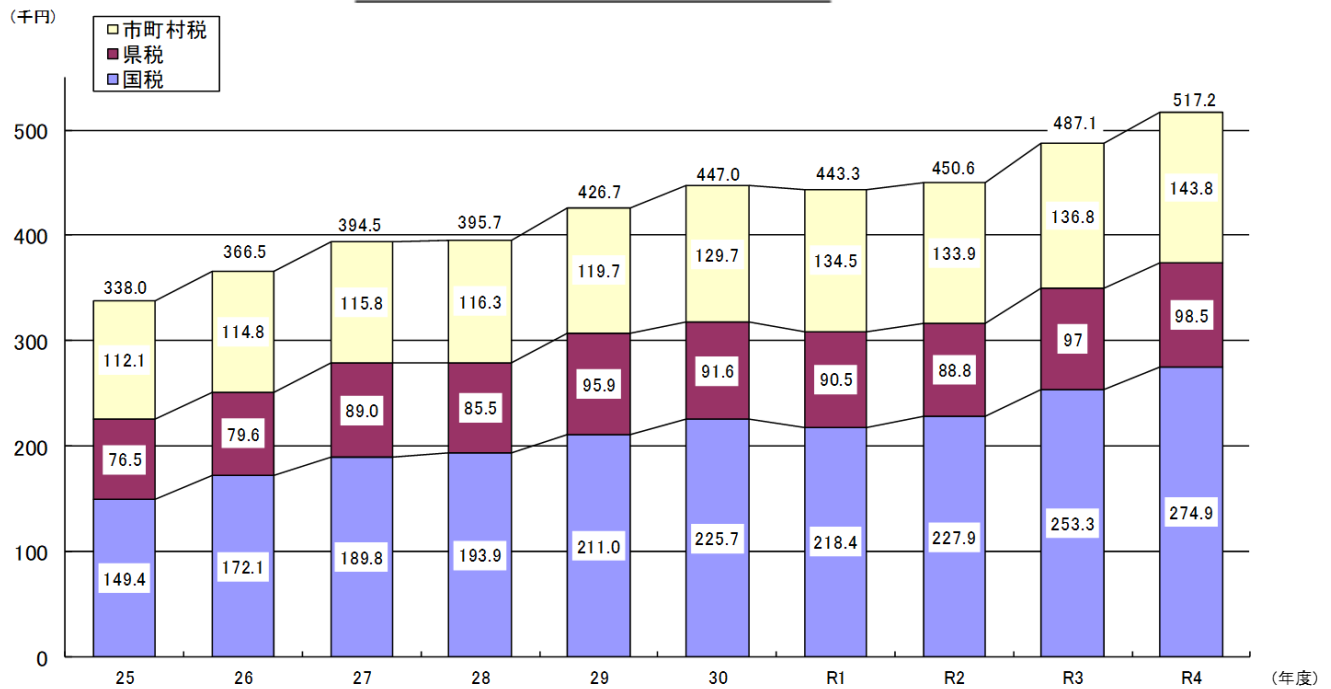
2 県民所得(平成25年度(2013年度)～令和3年度(2021年度))は、令和3年度県民経済計算によるものです。

なお、令和4年度(2022年度)の数値は、令和3年度(2022年度)県民所得の数値に令和4年度(2022年度)国民所得の対前年伸び率(令和4年度国民経済計算推計による)を乗じて算出したものです。

3 市町村税は、国民健康保険税を除いた数値です。

4 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

図 2 県民一人当たり税負担額



(注) 1 県民人口は「熊本県統計年鑑（世帯数及び人口の推移）」によります。  
 2 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

## 【参考】令和 6 年度（2024 年度） 主な税制改正の概要

令和 6 年度（2024 年度）の地方税に係る税制改正の主な内容は以下のとおりです。

### 1 定額減税

- 令和 6 年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万円の減税を実施

### 2 外形標準課税の適用対象法人の見直し

#### (1) 減資への対応

- 外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金 1 億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金 1 億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が 10 億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

#### (2) 100%子法人等への対応

- 資本金と資本剰余金の合計額が 50 億円を超える法人等の 100%子法人等のうち、資本金 1 億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が 2 億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※ 令和 6 年度（2024 年度）税制改正の詳細については、総務省ホームページ等をご覧ください。

## 災害に関する税制上の対応について（平成 29 年度（2017 年度）税制改正

熊本地震をはじめ、全国的に災害が頻発していることを踏まえ、平成 29 年度（2017 年度）税制改正において、これまでの災害減免法等の規定に加え、災害に対応するための税制上の措置が常設化されています。熊本地震のみならず、今後の災害の際にも適用される可能性がありますので、最寄りの税務署又は県広域本部税務担当課にご確認ください。

### 【常設化された主な措置】

#### 《国税》

- ▽所得税：被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- ▽法人税：損失の繰戻し還付、被災代替資産に係る特別償却
- ▽資産税：相続税等における評価基準等の特例、登録免許税の免税、  
印紙税の非課税、事業承継税制の要件緩和
- ▽消費課税：課税事業者選択届出書の提出の特例、被災車両に係る自動車重量税の特例

#### 《地方税》

- ▽個人住民税：被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- ▽固定資産税：被災代替不動産、償却資産の特例

なお、適用される災害の範囲や、特例等の詳細な内容については、最寄りの税務署又は市町村税務担当窓口にお問い合わせください。

## 《引き上げ分の地方消費税収と社会保障関係経費》

地方消費税率引上げ分に係る増収分は、その全額を社会保障関係経費に充当しています。

### 1 引上げ分の地方消費税収 約 239 億円（R6 当初）

|                            |        |
|----------------------------|--------|
| ① 地方消費税（県税として直接収入）         | 312 億円 |
| ② 都道府県からの清算金収入             | 873 億円 |
| ③ 都道府県への清算金支出              | 307 億円 |
| ④ 清算後の地方消費税（①＋②－③）         | 878 億円 |
| ⑤ 引上げ分の地方消費税収<br>（④×12／22） | 479 億円 |
| ⑥ 市町村への交付金（⑤×1／2）          | 240 億円 |
| ※ 地方消費税率引上げ分に係る増収額（⑤－⑥）    | 239 億円 |

### 2 社会保障関係経費 約 1,457 億円（うち一般財源 1,286 億円）

#### 【主な事業の予算額と増減額】

（単位：億円）

| 事業名                  | 令和6年度当初予算額 |       | 平成25年度当初予算との増減額 |      |
|----------------------|------------|-------|-----------------|------|
|                      | 総額         | 一般財源  | 総額              | 一般財源 |
| 介護給付費県負担金交付事業        | 272        | 272   | 49              | 49   |
| 後期高齢者医療給付費負担金        | 252        | 252   | 47              | 47   |
| 子どものための教育・保育給付費      | 146        | 146   | 99              | 99   |
| 障害福祉サービス費等負担事業       | 115        | 115   | 43              | 43   |
| 国保基盤安定負担金            | 69         | 69    | 12              | 12   |
| 生活保護費                | 39         | 10    | 8               | 2    |
| 地域医療介護総合確保基金積立金      | 31         | 9     | 31              | 9    |
| 障害児施設給付等支給・障害児施設措置事業 | 56         | 50    | 49              | 47   |
| 社会保障関係経費 計           | 1,457      | 1,286 | 319             | 314  |

※「子どものための教育・保育給付費」の増減額は、平成 25 年度（2013 年度）の「市町村に係る保育所運営費の負担金」と比較